

国立大学法人富山大学の育児又は介護を行う職員の早出遅出労働
に関する規則

平成 17 年 10 月 1 日制定
平成 22 年 6 月 30 日改正
平成 29 年 1 月 1 日改正
令和 3 年 3 月 24 日改正
令和 6 年 3 月 26 日改正

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条）
- 第 2 章 育児（第 2 条～第 4 条の 2）
- 第 3 章 介護（第 5 条～第 7 条）
- 附則

第 1 章 総 則

（趣旨）

第 1 条 この規則は、[国立大学法人富山大学に勤務する職員の労働時間、休暇等に関する規則](#)第 11 条第 5 項に基づき、国立大学法人富山大学（以下「大学」という。）に勤務する職員の育児又は介護を行う職員の早出遅出労働に関し、必要な事項を定める。

第 2 章 育 児

（育児を行う職員の早出遅出労働）

- 第 2 条 大学は、小学校第 1 学年の終期に達するまでの子（実子、養子、職員が特別養子縁組の成立に係る監護を現に行う子、養子縁組里親である職員に委託されている子及び当該職員を養子縁組里親として委託することが適当と認められているにもかかわらず、実親等が反対したことにより、当該職員を養育里親として委託された子をいう。以下同じ。）のある職員又は小学校に就学している子の送迎のため放課後児童クラブ等へ赴く職員が、当該子を養育するために早出遅出労働を請求したときは、業務の正常な運営を妨げる場合を除き、当該職員に当該請求に係る早出遅出労働をさせるものとする。
- 2 大学は前項の実施に当たっては、当該始業及び終業の時刻を、それぞれ午前 7 時以後及び午後 10 時以前に設定するものとする。

第 3 条 削除

（育児を行う職員の早出遅出労働の請求）

- 第 4 条 第 2 条の規定による請求をしようとする職員は、早出遅出労働を請求する一の期間（以下「早出遅出労働期間」という。）について、その初日（以下「早出遅出労働開始日」という。）及び末日（以下「早出遅出労働終了日」という。）とする日を明らかに

して、原則として、早出遅出労働開始予定日の1週間前までに育児・介護に係る早出遅出労働請求書（別紙様式1）により大学に請求しなければならない。

- 2 大学は、早出遅出労働請求書を受け取るに当たり、必要最小限度の各種証明書の提出を求めることができる。
- 3 大学は、第1項の規定による請求があった場合は、早出遅出労働を請求した職員に対し、育児・介護に係る早出遅出労働取扱通知書（別紙様式2）により、業務の運営の支障の有無について、速やかに通知しなければならない。当該通知後において、業務の運営に支障が生じる日があることが明らかとなった場合には、当該日の前日までに当該請求をした職員に対しその旨を通知しなければならない。
- 4 第1項の規定による請求がされた後早出遅出労働開始予定日の前日までに、次の各号の一に該当する事由が生じた場合には、当該請求はされなかったものとみなす。
 - (1) 当該請求に係る子が死亡した場合
 - (2) 当該請求に係る子が離縁又は養子縁組の取消しにより当該請求をした職員の子でなくなった場合
 - (3) 当該請求をした職員が当該請求に係る子と同居しないこととなった場合
- 5 早出遅出労働開始日以後早出遅出労働終了日の前日までに、前項各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、第4条の規定による請求は、当該事由が生じた日を早出遅出労働期間の末日とする請求であったものとみなす。
- 6 前2項の場合について、職員は遅滞なく、第4項各号に掲げる事由が生じた旨を大学に届け出なければならない。

（不利益取扱いの禁止）

第4条の2 大学は、育児を行う職員の早出遅出労働の請求又は取得したこと等を理由として、不利益な取扱いをしてはならない。

第3章 介 護

（介護を行う職員の早出遅出労働の請求）

- 第5条 大学は、対象家族（国立大学法人富山大学職員の介護休業等に関する規則第2条第2項に規定する対象家族をいう。以下同じ。）を介護する職員が、当該対象家族を介護するために請求したときは、業務の正常な運営を妨げる場合を除き、当該職員に当該請求に係る早出遅出労働をさせるものとする。
- 2 前項の実施に当たっては、第2条第2項の規定を準用する。

（介護を行う職員の早出遅出労働の請求）

- 第6条 第4条（第4項を除く。）の規定は、前条第1項の介護を行う職員の早出遅出労働の請求について準用する。
- 2 前項の規定による請求がされた後早出遅出労働開始予定日の前日までに、次の各号の一に該当する事由が生じた場合には、当該請求はされなかったものとみなす。
 - (1) 当該請求に係る対象家族が死亡した場合

(2) 当該請求に係る対象家族と当該請求をした職員との親族関係が消滅した場合

(準用規定)

第6条の2 第4条の2の規定は、介護を行う職員の早出遅出労働の請求又は取得したこと等について準用する。

(雑則)

第7条 この規則の実施に関し必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成17年10月1日から施行する。
- 2 この規則の施行日の前日までに旧富山大学法人の職員として在職し、早出遅出労働をしている職員又は早出遅出労働の承認を請求している職員については、施行日以後新たにこの規則による請求は要しない。

附 則

この規則は、平成22年6月30日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成29年1月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の日から平成29年3月31日までの間は、第2条の規定の適用については、同条中「養子縁組里親である職員に委託されている子」とあるのは「里親である職員に委託されている子であって当該職員が養子縁組によって養親となることを希望しているもの」とする。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

育児・介護に係る早出遅出労働請求書

請求年月日 年 月 日

国立大学法人富山大学長 殿

請求者 所 属
職 名
氏 名

☐ 育児のため
☐ 介護のため
早出遅出労働を請求します。

		育 児	介 護
請求に係る子 又は対象家族	(1)氏 名		
	(2)続 柄		
	(3)生年月日	年 月 日 ※請求に係る子が出生していない 場合出産予定者の氏名及び続柄 氏 名 続 柄 出産予定日 年 月 日	
	(4)同居・別居の別		☐ 同居 ・ ☐ 別居
	(5)対象家族の状態及び 具体的な介護内容		
請求に係る期間	年 月 日 ~ 年 月 日		
請求に係る早出遅出労働の始業及び終業の時刻並びに当該時刻とする理由	時 分 始業 時 分 終業	【理由】	
備 考			

必要な個所をチェック又は記入してください。

育児・介護に係る早出遅出労働取扱通知書

年 月 日

殿

国立大学法人富山大学長

○ ○ ○ ○ 印

年 月 日付けで請求のありました ☐ 育児 ☐ 介護 に係る早出遅出労働に関し、

下記のとおり取扱いますので、通知します。

記

☐ 請求のとおり早出遅出労働を承認します。

請求期間 年 月 日から 年 月 日まで

☐ 業務の正常な運営を妨げるので、次に掲げる期間（又は日）については、早出遅出労働は認められません。

年 月 日 から 年 月 日